

高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する「高額医療・高額介護合算療養費等」の申請受付が始まりました。

天草市国民健康保険と熊本県後期高齢者医療保険に加入している人で、高額医療・高額介護合算療養費等の支給対象期間中（平成23年8月1日から同24年7月31日まで）に、各保険の自己負担額（同一世帯）の合計額が限度額を超え同療養費等の支給の対象になる人には、本市または県後期高齢者医療広域連合から申請案内の通知を郵送しますので、本庁・保険年金課または高齢者支援課、牛深支所・市民福祉課、その他の支所担当課へ提出してください。

なお、この申請案内の通知が届いていない人も受給できる場合がありますので、限度額を超えていると思われる人は、同課へお尋ねください。

また、次に該当する人は、申請するときに「自己負担額証明書」の添付が必要です。

①支給対象基準日（平成24年7月31日）に加入している医療保険が被用者保険等（事業所の健康保険や船員保険、各種共済組合など）の人。

《合算した場合の限度額（1年間）》（平成23年8月1日から同24年7月31日まで）

◆70歳未満の人

上位所得者 ^{注1}	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

注1：上位所得者…基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。

◆70歳以上の人

現役並み所得者 ^{注2}	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

注2：現役並み所得者…自己負担3割の世帯（同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の人がいる世帯）。

※70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1カ月2万1,000円以上のみが合算の対象になります。

※同一世帯内であっても、基準日（7月31日）に加入している医療保険ごとに計算します。

【申請・問い合わせ先】

医療保険分…本庁・保険年金課国民健康保険係（内線1132）、同課医療係（内線1135）／牛深支所・市民福祉課／その他の支所担当課

介護保険分…本庁・高齢者支援課（内線1192）／牛深支所・市民福祉課／その他の支所担当課

→各医療保険者に申請するときは、介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。本庁・高齢者支援課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所担当課で同証明書の交付を申請してください。

②支給対象期間中、加入している医療保険に変更があった人。

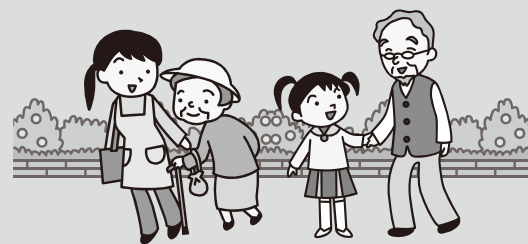
→変更前の医療保険者から「自己負担額証明書」を取得した後、基準日に加入している医療保険者に支給を申請してください。

③支給対象期間中、天草市へ転入した人。

→前住所地から医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」を取得した後、本庁または各支所の担当窓口で支給を申請してください。

④支給対象期間中、天草市から転出した人。

→転出先で支給申請をするときは、本市の医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。本庁または各支所の担当窓口で交付を申請してください。



農業委員会委員 選挙人名簿の登録申請を

平成25年1月1日現在で、農業委員会委員の選挙人名簿を調整します。対象となる人は必ず登録申請をしてください。

▼対象Ⅱ市内に住所があり、平成25年3月31日現在で満20歳以上の人（平成5年4月1日以前に生まれた人）で、次のいずれかに該当する人。①10アール以上の農地を耕作している農業経営主②①と同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人③10アール以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員や社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人。

▼申請方法Ⅱ平成25年1月7日①までに各行政区長へ申請書を提出してください。農業委員会へ郵送する場合は、1月10日②必着です。※現在の選挙人名簿に登録されている人は、各行政区長

を通じて申請書を配付します。今回新たに申請が必要となる人や詳細については、本庁（別館）・農業委員事務所（内線2562）または牛深支所・産業振興課、その他の支所担当課へご連絡ください。

工業統計調査に ご協力を！

12月31日現在で、工業統計調査を実施します。

この調査は、製造業を営むすべての事業所を対象に、活動の実態を明らかにするために国（経済産業省）が行うものです。調査結果は、国や地方公共団体の施策の重要な基礎資料や、学校の教材などとして広く利用されます。

12月中旬から平成25年1月中旬にかけて、調査対象事業所に調査員証を携行した統計調査員がうかがいますので、調査へのご協力をお願いします。

なお、調査内容を統計調査以外の目的に使用することは、一切ありません。※詳細は本庁・企画課（内線

1312）へお尋ねください。

生ごみ処理容器などの 購入費の一部を助成します

市では、ごみの減量化の一環として家庭厨芥類（生ごみ）の減量を図るため、生ごみ処理容器などの購入費の一部を助成しています。

生ごみ処理機などの活用により、家庭ごみの約4割の量を占める生ごみの減量や臭い対策につながります。

助成を受けるためには、事前に申請し、市内の店舗で購入することなどが必要です。

▼対象Ⅱ●地上型生ごみ処理容器（屋外用コンポスト式、150リットル以上）●電気式生ごみ処理機。

なお、それぞれに補助額を定めています。

※申請手続き、助成額などの詳細は、本庁・環境課（内線1272）または牛深支所・環境課（牛深クリーンセンター内）☎25541、その他の支所担当課へお尋ねください。

行政相談所を開設

行政に対するご意見や要望、苦情などを、総務省から委嘱された行政相談委員がお聞きます。相談は無料で、秘密は固く守られます。皆さん、お気軽にご相談ください。

◆行政相談所開設日程

と き	ところ・行政相談委員
1月9日① 午前9時～正午	御所浦島開発総合センター 森 恵慈さん ☎673171
1月11日② 午前9時～同11時	五和支所 井上英二さん ☎330948
1月15日③ 午前10時～正午	リンドマールTAIYO 有馬一彦さん ☎243378 段下千晶さん ☎239012
1月16日④ 午前9時～正午	有明老人福祉センター 加々見孝美さん ☎540905

高齢者インターネット教室の 受講生を募集します

■対象＝市内在住の60歳以上の人で、パソコンやインターネットに興味がある初心者の人。

■と き＝1月21日①から2月7日②までの毎週月・木曜日、午後1時30分から同4時30分まで。

■ところ＝中央公民館（船之尾町）。

■内 容＝インターネットの基礎・エチケットなど。

■受講料＝無料（ただし、テキスト代は自己負担）。

■定 員＝17人（応募者多数の場合は抽選）。

■申込方法＝1月7日③（必着）までに、同館に備え付けの申込書で申し込みいただくか、ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、〒863-0017市内船之尾町11-4 天草市中央公民館へ郵送してください。

※パソコンは持参不要です。

【問い合わせ先】中央公民館☎234049